活動指針 希少野生動物の保全活動

野生動物の保全活動において、当財団の重要な活動指針・選考方針を以下に記載しております。必ずご確認の上ご応募いただきますようお願いいたします。

1. 外来種対策について

当財団では、希少な野生動物の保全のための外来種の防除について強く反対をしていませんが、外来種に指定されている動物も「命あるもの」であり、痛みや苦しみを与えるべきではないと考えています。申請される活動内容に外来種の防除が含まれる場合、以下の条件を満たすもののみを助成の対象とします。

選考方針

- 外来種について、対象種は環境省の特定外来生物一覧を条件とします
- 希少種・絶滅危惧種の保全を目的としていること。外来種の防除が目的となっている 場合は助成対象外とします。
- 在来種の個体数を確保することが目的であれば、その個体数を指標として、科学的根拠に基づいた防除の数値目標を明確に記載してください。
- 外来種の捕獲、致死処分を伴う場合は、動物福祉に配慮し倫理的な方法で行うこと。 また、その具体的な方法について申請書類に明記してください。選考においては、<u>『米</u> 国獣医学会 動物の安楽死指針(安楽死ガイドライン): 2020 年版』※を指針と いたします。

2. 研究活動への助成

野生動物の保全において、研究活動は必要だと考えていますが、現時点では、研究への助成は当財団が優先して行うものではなく、より直接的な活動への助成を優先いたします。

選考方針

- 論文の執筆や投稿、学会発表をすることがゴールになっていないか。
- 研究を保全活動につなげていく具体的な保全計画、ロードマップがあるかどうか。
- 研究の成果を保全活動へ活かす場合、保全活動を一緒に行う団体等の名称、役割 分担が明記されているかどうか。
- 申請内容に保全計画が明記されていない場合は助成対象となりにくいです。